

## 「ひたちなか地魚応援隊」募集要項

### 1 目的

ひたちなか市で地魚を食べることができる店、買うことができる店を「ひたちなか地魚応援隊（以下、「応援隊」という。）」として、市民や観光客に応援隊をホームページ等で広くPRすることで、地魚を買って、味わってもらえる機会を増やし、認知度の向上と消費拡大を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

ひたちなか市魚食普及活動実行委員会（以下、「実行委員会」という。）を実施主体とする。

### 3 「地魚」の定義

ひたちなか市内及び周辺の港（那珂湊・磯崎・久慈浜・大洗町）で水揚げ又は養殖された魚介類とする。

### 4 登録基準

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地魚を、年間を通じて可能な限り広く取り扱うこと。
- (2) 取り扱う地魚をお客様に説明できること。
- (3) 地魚の仕入先を明らかにできること。
- (4) 販売・使用している地魚が地場産であることや、その魅力を消費者に積極的にPRすること。
- (5) 今後も地魚の販売・使用を増やす意欲があること。
- (6) 実行委員会への店舗関係情報の提供と、広報宣伝に協力すること。

### 5 登録の対象

- (1) 飲食業、鮮魚販売店、水産加工品販売業又は宿泊業を営み、「4 登録基準」を満たす店舗とする。なお、複数の店舗を有する場合は、各店舗を対象とする。
- (2) ひたちなか市内に所在する店舗とする。

### 6 登録の申請

応援隊の登録を受けようとする店舗（以下、「登録店」という。）の代表者は、「ひたちなか地魚応援隊登録申込書」（別紙様式。以下、「申込書」という。）を実行委員会に提出するものとする。

### 7 登録の決定

- (1) 実行委員会会長は、申込書の提出を受けた場合には、登録基準に基づき登録の可否を決定する。
- (2) 登録基準に適合すると認めるときは、実行委員会会長は整理番号を付してこれを登録し、店舗に対し登録証及び登録幟等を交付する。
- (3) 登録料は無料とする。

## 8 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録した日から起算して翌年度の年度末までとする。

## 9 登録の更新

- (1) 登録店が登録期間終了後、引き続き登録を受けようとする場合は、登録期間満了前に、申請書を提出し、確認を受けるものとする。
- (2) 前項の規定により更新される登録期間は、当該登録期間の終了する日の翌日から起算して2年間とする。
- (3) 更新料は無料とする。
- (4) 更新後の登録番号は、更新前と同じ番号を用いるものとする。

## 10 登録事項の変更

登録店は、申込書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を届け出るものとする。

## 11 登録の辞退

登録店が廃業等によりその営業を終了した場合又は登録の辞退を希望する場合は、速やかに実行委員会へ届け出るものとする。

## 12 登録店の責務

- (1) 登録店は、この要項を遵守すること。
- (2) 登録証及び登録幟等を店内外の来客者の見やすい箇所に掲示すること。
- (3) 可能な限り地魚の消費拡大やPRに協力すること。
- (4) ホームページ等への掲載のため、店舗や料理の撮影等に協力すること。

## 13 登録の取り消し

実行委員会会長は、登録店が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録店が、登録基準に適合しなくなったと認められるとき。
- (2) 登録店から登録の取り消しの要望があったとき。
- (3) その他登録を取り消すべく重大な事由が生じたとき。

## 14 実行委員会の役割

実行委員会はホームページ、イベント、その他の方法により積極的に応援隊のPRを行う。

〈登録幟〉



